

沼津市シェアサイクル活用推進事業 プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、「沼津市シェアサイクル活用推進事業」（以下「本事業」という。）の参画事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

本事業は、移動の利便性・回遊性の向上、公共交通機関の補完及び利用促進、自動車交通の抑制、放置自転車の減少、都市の魅力向上や回遊性向上による地域の活性化等に資する新たな都市の交通システムとしてのシェアサイクルの活用を推進し、過度な自動車への依存を低減するとともに、市民の暮らしの質の向上や観光客の移動のしやすさを高め、エリア価値の向上に寄与することを目的とし、民間事業者と協定を締結し連携して実施するものである。

2 事業の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業名 | 沼津市シェアサイクル活用推進事業 |
| (2) 事業内容 | 沼津市シェアサイクル活用推進事業 仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおり |
| (3) 事業期間 | 協定締結日から令和7年3月31日（月）まで
（協定期間満了の日の6箇月前までに別段の意思表示が無い限り、期間満了の日の翌日から起算して3箇年、同一内容で協定を更新するものとし、以降同様に協定を更新するものとする。） |
| (4) 実施場所 | 沼津市全域 |
| (5) 担当部署（提出先） | 沼津市 都市計画部 まちづくり政策課 交通政策室
担 当：山田、遠藤
住 所：〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号 沼津市役所5階
電 話：055-934-4759（直通）
メール： mati-seisaku@city.numazu.lg.jp |

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

なお、参画事業者の選定後から協定締結までの間において、次に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、参画事業者の選定を取り消すことがある。

- (1) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成4年7月1日施行）の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年沼津市条例第 22 号）に規定する暴力団員等でなく排除等の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がないこと。
- (6) 2 以上の者が共同体を結成して申請することを認める。その場合は、共同体として上記(1)～(5)の条件を満たし、かつ以下の要件も満たさなければならない。
- ① 構成員は共同体の代表者となる者を決め、代表者は全体の意思決定や管理運営等に全ての責任を持つこと。
 - ② 参加申込み以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ③ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - ④ 参加申込み時に、共同体を結成したことが分かる協定書又はこれに準ずるものの写しも提出すること。なお、協定書等には、構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。
 - ⑤ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

4 スケジュール

内 容	実施期間
実施要領等の公表	令和 4 年 2 月 10 日（木）
質問の受付	令和 4 年 2 月 14 日（月）から 令和 4 年 2 月 18 日（金）午後 5 時まで
質問の回答	令和 4 年 2 月 21 日（月）までに随時
事業参画申込書及び運営計画書等の提出	令和 4 年 2 月 22 日（火）から 令和 4 年 3 月 7 日（月）午後 5 時まで
参加承認の通知	令和 4 年 3 月 8 日（火）
選定委員会（書類選考）	令和 4 年 3 月 14 日（月）
選定結果の通知	令和 4 年 3 月 16 日（水）
協定締結	令和 4 年 3 月下旬

※公表方法は、沼津市ホームページへの掲載とする。

※上記のスケジュールは変更する場合がある。その際は、市ホームページでお知らせするので随時確認すること。

5 協定の締結

選定された事業者は、沼津市と協議の上、沼津市シェアサイクル活用推進事業に関する協定を締結する。なお、選定された事業者が、協定締結までに以下の事由に該当した場合は、その選定を取り消し、協定を締結しないことができるものとする。

- (1) 応募資格を喪失したとき
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき
- (4) 財務状況の悪化等により、業務の履行に支障が生じると判断されるとき
- (5) 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切ではないと判断されるとき
- (6) その他、沼津市長により、協定の締結が適当でないと判断されるとき

6 質問の受付及び回答

- (1) 質問期間
令和4年2月14日（月）から令和4年2月18日（金）午後5時まで
- (2) 質問方法
質問書（様式5）に質問内容等を記載し、電子メールにより担当部署へ提出すること。
また、提出後には必ず電話による受信確認を行うこと。
- (3) 回答方法
質問者に随時回答する。なお、全ての質問に対する回答は、令和4年2月21日（月）までに沼津市ホームページに掲載する。質問者については公表しない。

7 参加申込書及び運営計画書等の提出

- (1) 提出期間
令和4年2月22日（火）から令和4年3月7日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法
下記(3)の提出書類を用意し、持参または郵送により担当部署へ提出すること。持参による場合は、事前に担当部署へ連絡するとともに、午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く。）の間に提出すること。なお、提出にかかる様式等については、沼津市ホームページからダウンロードすること。
- (3) 提出書類
 - ① 事業参画申込書（様式1）
 - ② 会社概要（様式自由、パンフレット等でも可）
 - ③ 暴力団又は暴力団員でないこと等に関する表明・確約書（様式2）
 - ④ 財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）
 - ⑤ 納税証明書（申込日より3か月以内に発行されたもので、課税があるもののみ。）

- ア) 沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
 - イ) 沼津市固定資産税納税証明書（昨年度のもの）
 - ウ) 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
 - ・法人登記している者は「その3」又は「その3の3」
 - ・個人事業主は「その3」又は「その3の2」
 - ⑥ 共同体の協定書等の写し 1部（様式自由）（参考様式は別添参照）
 - ⑦ 代表者への代表権委任状 1部（様式自由）
 - ⑧ 同種事業実績調書（様式3）
 - ⑨ 実施体制調書（様式4）
 - 共同企業体で参加する場合は、企業単位の実施体制を含んで記載すること
 - ⑩ 運営計画書（様式自由）
 - 以下の項目を含み、仕様書に定める運営基準を満たしていることがわかるようにすること。
 - ・自転車及びサイクルポート、ラックの仕様
 - ・管理システムの概要
 - ・公有地以外でのサイクルポート設置状況及び設置計画書
- ※沼津市入札参加資格者名簿に登録されている者は、③④⑤の書類は不要。
- ※⑥⑦は該当する者のみ。

(4) 提出部数

- ①～⑦ 各1部
- ⑧～⑩ 各8部（順番通りにファイルに綴じ、インデックスを付けること）

8 事業参画申込書及び運営計画書等に関する留意事項

- ・上記⑧～⑩の書類について、提案者を特定することができる内容（具体的な社名等）は記載しないこと。
- ・様式自由の書類について、A4サイズで作成することを基本とし、これを超えるサイズを使用したい場合は、必ずA4サイズに折り込むこと。
- ・運営計画書について、表紙・目次・裏表紙を除き10ページ以内とすること。また、図や表などを使用し、読み手にとって見やすく、分かりやすい表現とするように努めること。
- ・本業務の目的を達成するため、本市の要求事項だけにとらわれず、参加者の専門性を活かした指摘や提案に努めること。
- ・提出書類の作成及び提出に関する費用は、事業者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- ・提出書類等の、募集期間以降の変更、修正、差し替え又は再提出は認めない。
- ・同一の法人からの複数の運営計画書の提出は不可とする。
- ・事業者選定における審査は提出された内容に基づいて行うが、協定締結に際し事業計画等の修正を求める場合がある。

- ・参加資格要件に該当しないことが判明した場合は失格となる。
- ・共同企業体で参画申込みを行う場合、その共同企業体を構成する事業者が、単独または別の共同企業体と重複して参加することは認めない。
- ・提出された書類は、行政情報開示請求により公開することがある。

9 参加承認の通知

提出書類の確認後、本プロポーザルへの参加の承認について、令和4年3月8日（火）までに電子メールにて通知する。なお、参加を否認された者は、市にその理由の説明を求めることができる。

10 選定

(1) 選定方法

提出書類の内容をもとに、市が設置する参画事業者選定委員会において評価し、評価点が最も上位の者を参画事業者として選定する。ただし、評価点の合計が満点の6割を超える者がいなかった場合は、参画事業者を選定しない。なお、評価点が最も上位の者が何らかの事由により業務を履行することが困難となった場合は、次に評価点が高い者から順に協議を行う。

(2) 書類選考

開催日 令和4年3月14日（月）

(3) 評価項目

別表「沼津市シェアサイクル活用推進事業 事業者選考基準表」のとおり

(4) 選定結果の通知

全参加者に対し、令和4年3月16日（水）までに電子メールにて通知するとともに、参画事業者と選定された者を沼津市ホームページに掲載する。なお、各参加者の結果については、協定締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

11 失格要件

協定締結までの間に、次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類が提出期間内に提出されなかった場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 選定の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (5) 第三者の知的財産権を侵害する行為があった場合。

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 書類提出後の修正や変更は、市が承諾しない限りは一切認めない。
- (3) 提出書類は一切返却しない。
- (4) 提出書類の知的財産権は、参画事業者の提出書類を除き、各提出者に帰属する。ただし、市が本プロポーザルの報告等で必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

以上

様式 1

事業参画申込書

令和 4 年 月 日

沼津市長 頼重 秀一 宛

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

沼津市シェアサイクル活用推進事業に参画したいので、以下の書類を添えて申し込みます。

- 提出資料：（１）会社概要
（２）暴力団又は暴力団員でないこと等に関する表明・確約書（様式 2）
（３）財務諸表
（４）納税証明書
（５）共同体の協定書等の写し（様式自由）※該当する者のみ。
（６）代表者への代表権委任状（様式自由）※該当する者のみ。
（７）同種事業実績調書（様式 3）
（８）実施体制調書（様式 4）
（９）運営計画書（様式自由）

【担当者連絡先】

住所又は所在地：

所 属：

役 職 名：

氏 名：

電 話 番 号：

E メ ー ル：

様式2

暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書

私は、沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）を理解し遵守するとともに、下記の内容について相違ないことを表明、確約します。

また、必要と認める場合には、沼津市が関係する機関への照会を行うことについても併せて承諾します。

- 1 私が、現在又は将来にわたって、暴力団（沼津市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（沼津市暴力団排除条例第2条第2号に該当する暴力団員等をいう。以下同じ。）のいずれにも該当しないこと。
- 2 役員等が、現在又は将来にわたって、前項の暴力団及び暴力団員等又は暴力団及び暴力団員等と密接な交友関係にある者（以下「暴力団等」という。）と次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 暴力団等によって、その経営を実質的に支配されている関係にある。
 - (2) 暴力団等が、その経営に関与している関係にある。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者に不正な利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、暴力団等を利用して関係にある。
 - (4) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係にある。
 - (5) その他役員等又は経営に実質的に関係している者が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係にある。
- 3 下請け又は再委託先となる者（下請け又は再委託先が数次にわたるときは、その全てを含む。）が現在又は将来にわたって、前項に該当しないこと。
- 4 これら各条項のいずれかに反したと認められた場合又はこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、入札参加資格が停止され、又は取り消されても一切異議を申し立てず、また賠償又は補償を求めないとともにこれにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを確約します。

令和4年 月 日

(宛先) 沼津市長

所在地

または現住所

商号または名称

代表者の職・氏名

印

様式3

同種事業実績調書

事業名	地域名	事業形態	事業開始日	概要・ポイント
<p>備考</p> <p>平成24年4月1日以降に、同種又は類似事業の実績がある場合、主な実績を最大7件まで記載し、提出すること。</p> <p>※記載スペースが足りない場合は、行間を広げて2ページ以上にまたがってもよい。</p>				

様式 4

実施体制調書

[実施体制図]

[管理責任者・主任技術者・担当者 等]

本事業における役割	部署 役職	氏 名	年齢及び実務 経験年数	本事業に関する実績

※記載スペースが足りない場合は、行間等を広げて2ページ以上にまたがってもよい。

様式 5

沼津市シェアサイクル活用推進事業 質問書

質問年月日	
団体・企業名	
代表者名	
質問者名	
所 属	
電 話	
Eメール	
項 目	実施要領・仕様書・その他 () 項目：
質問事項	

【質問票提出期限】 令和4年2月18日（金）午後5時まで

令和4年2月21日を目途に、沼津市 WEB サイト (<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/>) 内で質問と回答を公表します。

【送付先】 電子メールにて提出し、必ず受理確認の電話をしてください。

沼津市 都市計画部 まちづくり政策課

電子メールアドレス mati-seisaku@city.numazu.lg.jp

電話番号 055-934-4759

(別表) 沼津市シェアサイクル活用推進事業 事業者選考基準表

評価項目	評価の着目点		配点
提案者能力、実績・体制	1 運営実績	同種事業に関する実績や運営のノウハウを有しているか、運営可能な業務体制・連携体制が整っているかを勘案し、 <u>提案者の経験を客観的に評価する。</u> 同種事業とは：シェアサイクル事業の実績を意味する。	10
	2 運営体制	運営体制について本事業を遂行する上で、適切な体制が確保されているか、 <u>提案者の人材配置を評価する。</u>	10
シェアサイクルについて	3 運営設備・利便性・安全性について	自転車・サイクルポートに関して、 <u>提案者のシェアサイクルに関する運営設備・利便性・安全性について評価する。</u>	20
	4 持続可能な運営に関する取組	採算性の確保など、 <u>提案者の持続可能な運営に関する取組を評価する。</u>	20
	5 データ提供・連携・活用について	シェアサイクルに関するデータについて、 <u>提案者のデータ提供・連携・活用について評価する。</u>	20
	6 市施策との連携について	まちづくり、交通、スポーツ、観光、健康等など、本市施策との連携や今後の展開について、 <u>提案者のシェアサイクルを活用した市施策との連携について評価する。</u>	20

ただし、合計点数が 60 点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

(参 考)
共同事業者協定書

(目的)

第1条 共同事業者は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 沼津市発注に係る「令和3年度 沼津市シェアサイクル活用推進事業（以下「対象」という。）」
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 共同事業者は、〇〇〇・□□□沼津市シェアサイクル活用推進事業共同事業者（以下「事業者」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当事業者は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立及び解散の時期)

第4条 当事業者は、令和 年 月 日に成立し、対象事業の協定の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 当事業者は、対象事業の協定を締結することができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、対象事業に係る協定が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当事業者の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商号又は名称

住 所
商号又は名称

(代表事業者の名称)

第6条 当事業者は、_____を代表事業者とする。

(代表事業者の権限)

第7条 当事業者の代表事業者は、対象事業の履行に関し、当企業体を代表して、沼津市及び監督官庁等と折衝する権限並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、対象事業について、沼津市と協定内容の変更増減があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

商号又は名称 _____ 〇〇%
商号又は名称 _____ 〇〇%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当事業者は、構成員全員をもって運営委員会を設け、対象事業の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、対象事業の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当事業者の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、代表事業者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当事業者は、対象事業の協定の履行後、対象事業について決算するものとする。

(利益金の配当割合)

第13条 決算の結果利益が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担割合)

第14条 決算の結果欠損金が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、沼津市及び構成員全員の承認がなければ、対象事業を完了するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合においては、残存構成員が共同連帯して対象事業を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、対象事業途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び沼津市の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表事業者の変更)

第19条 代表事業者が脱退し若しくは除名された場合又は代表事業者としての責務を果たせなくなつた場合においては、従前の代表事業者に代えて、他の構成員全員及び沼津市の承認により残存構成員のうちいずれかを代表事業者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当事業者が解散した後においても、対象事業につき協定不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責任に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇〇他____者は、上記のとおり共同事業者協定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

代表事業者 住 所
商 号又は名 称
代 表 者 氏 名 _____ 印

構成事業者 住 所
商 号又は名 称
代 表 者 氏 名 _____ 印